

地方独立行政法人香取おみがわ医療センターへの職員の引継ぎに関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第59条第2項の規定により、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター（以下「法人」という。）への職員の引継ぎに関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の引継ぎ)

第 2 条 法第59条第2項に規定する条例で定める市の内部組織は、地方独立行政法人香取おみがわ医療センターの設立に伴う関係条例の整備に関する条例（令和3年香取市条例第 号）による廃止前の香取市病院事業の設置等に関する条例（令和元年香取市条例第2号）第5条に規定する香取おみがわ医療センター及び香取おみがわ医療センター附属看護専門学校の設置及び管理に関する条例（令和元年香取市条例第4号）に基づく香取おみがわ医療センター附属看護専門学校とする。

附 則

この条例は、法人の成立の日から施行する。